

令和8年1月7日

報道機関各位

青森県環境エネルギー部資源循環推進課

産業廃棄物処理業者に対する行政処分（許可の取消し）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項及び第15条の3第1項の規定により、下記のとおり行政処分（許可の取消し）を行ったのでお知らせします。

記

1 被処分者

青森県むつ市横迎町二丁目12番3号
菊池トラック株式会社（代表取締役 菊池 秋彦）

2 処分の内容

被処分者が有する法に基づく以下の許可の取消し

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可
- (2) 産業廃棄物処分業の許可
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の許可

3 処分年月日

令和8年1月7日

4 処分の理由

被処分者が、令和5年2月9日から同年6月22日までの間に、産業廃棄物である木くずを、被処分者の管理地（むつ市大字田名部字斗南岡地内）にみだりに捨てたことは、法第16条（投棄禁止）の規定に違反するものである。

このことは、法第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号（取消事由）に該当するものである。

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	環境エネルギー部資源循環推進課 廃棄物・不法投棄対策グループ 総括主幹 貝森 優希	
電話	内線	6471
番号	直通	017-734-9248
報道監	環境エネルギー部 次長 山下 伸一	

(参考) 関係条文（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

第14条第1項

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3の3まで、第15条の4の2、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第14条第6項

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該行を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第14条の3

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

第14条の3の2第1項

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

第15条第1項

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第15条の2の7

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設（その処理施設が第15条の2の5の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されている場合における当該一般廃棄物処理施設を含む。以下この条において同じ。）の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- 三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

第15条の3第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならない。

- 二 前条第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

第16条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 十四 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者